

平成 28 年第 1 回  
湖北環境衛生組合議会定例会会議録

開会

平成 28 年 2 月 19 日

閉会

湖北環境衛生組合議会

平成 28 年第 1 回湖北環境衛生組合議会  
定例会会議録

平成 28 年 2 月 19 日（金曜日）午後 3 時 56 分開会

議事日程

平成 28 年 2 月 19 日（金曜日）午後 3 時 56 分開会

- 日程第 1 議席の指定
  - 日程第 2 会期の決定
  - 日程第 3 会議録署名議員の指名
  - 日程第 4 副議長の選挙
  - 日程第 5 議案第 1 号ないし議案第 3 号
  - 日程第 6 平成 28 年度湖北環境衛生組合議会管外行政調査
- 

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 議席の指定
  - 日程第 2 会期の決定
  - 日程第 3 会議録署名議員の指名
  - 日程第 4 副議長の選挙
  - 日程第 5 議案第 1 号ないし議案第 3 号
  - 日程第 6 平成 28 年度湖北環境衛生組合議会管外行政調査
- 

出席議員 14 名

1 番	新 田 茜 君	8 番	小座野 定 信 君
2 番	大和田 寛 樹 君	9 番	田 谷 文 子 君
3 番	石 橋 保 卓 君	10 番	来 栖 丈 治 君
4 番	大 槻 勝 男 君	11 番	宮 嶋 謙 君
5 番	関 口 忠 男 君	12 番	谷 仲 和 雄 君
6 番	岡 野 孝 男 君	13 番	福 島 ヤヨヒ 君
7 番	高 野 要 君	14 番	市 村 文 男 君

---

欠席議員 2 名

15 番	篠 塚 昌 毅 君	16 番	荒 井 武 君
------	-----------	------	---------

---

法 121 条により出席した者

管 理 者	今 泉 文 彦 君	事 務 局 長	笹 目 崇 君
副 管 理 者	島 田 穰 一 君	次 長 兼 庶 務 課 長	鈴 木 仁 君
副 管 理 者	坪 井 透 君	所 長	三 橋 信 一 君
会 計 管 理 者	下 河 邊 卓 美 君		

---

職務のため出席した者

係 長 大 山 令 子 君 | 主 任 古 渡 正 好 君

---

平成 28 年 2 月 19 日（金曜日）

午後 3 時 56 分開会

○議長（岡野孝男君） ただいまの出席議員数は 14 名です。定足数に達しておりますので、  
ただいまから平成 28 年第 1 回湖北環境衛生組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

この際、日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

初めに、小美玉市において、任期満了に伴う議会議員選挙が行われ、平成 27 年 12 月 1 日  
開催の小美玉市議会定例会で、次の方々が本組合議会議員に選出されましたので、ご報告い  
たします。

鈴木俊一君、石井旭君、市村文男君、以上でございます。

新たに組合議会議員となられた方々の議席は、ただいまご着席の議席をもって、仮議席と  
いたします。

皆様のご当選を心からお祝い申し上げますとともに、今後の活躍をお祈り申し上げます。

---

次に、地方自治法第 121 条の規定により、議長において今期定例会に出席を求めた者の職  
氏名は、

管 理 者	今 泉 君	事 務 局 長	笹 目 君
副 管 理 者	島 田 君	次長兼庶務課長	鈴 木 君
副 管 理 者	坪 井 君	所 長	三 橋 君
会 計 管 理 者	下河邊 君		

以上であります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより議事に入ります。

---

日程第 1 議席の指定

○議長（岡野孝男君） 日程第 1、議席の指定を行います。

今回選出されました方々の議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において指定

いたします。

12番 鈴木俊一君

14番 市村文男君

13番 石井旭君

以上であります。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（岡野孝男君） 日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は，本日1日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） ご異議なしと認め，さよう決しました。

---

#### 日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（岡野孝男君） 次に，日程第3，会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は，会議規則第111条の規定により，

1番 新田茜君

2番 大和田寛樹君

の両名を指名いたします。

---

#### 日程第4 副議長の選挙

○議長（岡野孝男君） 次に，日程第4，副議長の選挙を行います。

本件は，副議長が欠員となっているため，組合規約第7条第1項の規定に基づき，選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については，地方自治法第118条第2項の規定に基づき，指名推選によりたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） ご異議なしと認め，選挙の方法は，指名推選によることといたしました。

副議長に，田谷文子君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま，議長において指名いたしました田谷文子君を，副議長の当選人と定めることに，ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） 異議なしと認め，さよう決しました。

田谷文子君が議長におられますので，本席から，会議規則第30条第2項の規定により告知い

たします。

田谷文子君からご挨拶をお願いします。

○副議長（田谷文子君） 皆様こんにちは。ただいま副議長に任命されました田谷文子です。僭越ながら、皆様のご協力によりまして務めさせていただきたいと思っておりますので、ご協力の程よろしくお願いたします。ありがとうございました。

---

日程第5 議案第1号ないし議案第3号

○議長（岡野孝男君） 次に、日程第5、議案第1号・平成28年度湖北環境衛生組合一般会計予算、ないし、議案第3号・平成27年度湖北環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）までの計3件を一括して議題といたします。

直ちに、管理者からの提案理由の説明を求めます。

管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 平成28年第1回湖北環境衛生組合議会定例会の開会に当たりまして、議案の説明に先立ち、平成28年度の組合運営に関する所信の一端を申し述べ、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

さて、我が国におきましては、諸外国で起きているテロの脅威、少子高齢化の加速、そして経済の先行き不安など、現在さまざまな課題に直面しているところでございます。これらの課題を解決し、将来にわたり活力ある社会を維持していくため、現在各市では国と協力して地方創生に向けた取組を進めているところだと思われま。

このような中、本組合も、各構成市の現状に応じて適切な対応をしていくことがますます必要となっており、組合運営に当たりましては、皆様のさまざまなご意見と地域の現状を踏まえ、「人と自然を考えた環境にやさしい循環型社会を目指して」これを基本理念に、し尿、汚泥処理の拠点として、適正な運転管理のもと効率的な運営に努め、住民の皆様の生活環境向上のため、より一層、努力してまいり所存でございます。

それでは提案いたしました議案について、概要をご説明申し上げます。

議案第1号・平成28年度湖北環境衛生組合一般会計予算について。

本件は、予算の総額を、657,592,000円といたすものでございます。前年度より5,956,000円の減（-0.9%）でございます。

歳入歳出の款別内訳として、最初に、歳入の内訳につきましてご説明申し上げます。分担金及び負担金630,201,000円・前年度比1,270,000円の増（0.2%）、使用料及び手数料7,152,000円・前年度比226,000円の減（-3.1%）、繰越金20,000,000円・前年度比7,000,000円の減（-25.9%）、諸収入239,000円・前年度と同額でございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。議会費1,513,000円・前年度比8,000円の増

(0.5%), 総務費25,127,000円・前年度比781,000円の減(-3%), 衛生費384,542,000円・前年度比6,781,000円の減(-1.7%), 公債費243,510,000円・前年度比2,000円の減(-0.1%), 予備費2,900,000円・前年度比1,600,000円の増(123.1%)といたしました。

なお、一時借入金につきましては、借入れの最高額を昨年度と同額の20,000,000円といたしました。

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書に記載のとおりでございます。

次に、議案第2号・専決処分に対し承認を求めることについて。

本件は、土浦市役所移転に伴い、湖北環境衛生組合公告式条例第2条第2項の掲示場の住所が変更となり、所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

次に、議案第3号・平成27年度湖北環境衛生組合一般会計補正予算(第2号)について。

今回の補正は、予算現額の歳入歳出総額にそれぞれ2,012,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を、689,104,000円といたすものでございます。補正の内容といたしましては、総務費の職員手当等として、退職手当特別負担金の不足分に対して増額するものでございます。なお、これらの財源といたしまして、決算で認定された繰越金を増額するものでございます。

以上が、提案いたしました議案の概要でございます。十分ご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。以上でございます。

○議長(岡野孝男君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、一般質問及び議案に対する質疑を行います。

まず最初に、一般質問を行います。質問は通告の順にこれを許します。

始めに、7番・高野君

○議員(高野要君) はい、高野でございます。今日はですね、諸問題ということで、質問でございますけども、私ですね、もう、ここ新しくなりましてから10年になります。10年になった中で、この組合、決まり事や約束、そういったことがどれだけ履行されているのか、今日は傍聴者の方々も来ておりますけども、非常に、この地域に対しての、考え方、迷惑施設に対してのですねあり方、そういったものに私は欠けているのではないかと、私も地元の人間であります。そういった中でですね、細かいことを質問していきますのでですね、お答えいただきたい、さように思うところでございます。

まず第1点にここの臭いです。簡単な問題です。臭いでございます。この臭いはもう45年たちますけども、いまだに解消されていない。そこにいる局長も先だっては臭いをきちっと確かめてきたかと思いますが、以前は、10年前までは、皆様〇〇は思いますが穴を掘って埋めておりました。ですから道路に流れ、水田に流れ、一番ここで働いていた方は知っていると思いますけども、そういった中で、来てたわけでありまして。それで、この近代的なこの施設が

できまして、もう大丈夫だよと、合意の時はどうでしたか。臭い等々は心配ありません。しかしながらいまだに臭いは解消されない。そして今農業も、米、麦だけではありません。この隣接にはいちご、直売を兼ねたいちごの農園もできております。また店もある、そういった形の中で、この臭いというものは非常に商売、そういったものに影響するわけでありますけども、決して未だにその臭気をどうしようということはない。ですから今この臭気、この臭気に対して、まあ管理者、副管理者の皆さんどのように考えているのか。その辺のところをですねきちっとお話いただければと思います。

また、もう一つ2点目になりますが、道路でございます。これはその小さな問題です。しかしながらそこへ道路を、狭隘な道路を造って10年前に終わって言いました、その時に、今予算がないからこれは市のほうでやるとかなんか言ってましたけど、いまだに手が付けられない。それでそこにガス屋さんがありまして、ガスさんが車、そこに出入りするもんですから、農家の人たちはトラクター等々では歩けない。非常に、かえって舗装してもらって失敗したような状況にあります。しかしながらこういったことは10年たって今もう、今泉市長、管理者忘れてんじゃないですか。こういったことがきちんと残されておりますが、これは阿部助役時代です。こういったことも、やはりしかとね、やはりもう忘れちゃうんじゃないかと、良いんですよ年限は、だけどもしかと約束したことはやる、この道路についてもどうなってるのかね、お伺いしたいと思います。そして今問題になってる公園でございますが、この公園、この公園はですね、阿部助役、子供たちが遊べるように、そして地域の公園として使ってもらいたい、ということですが、未だに、10年たっても、公園をどうぞという話はありません。上の駐車場はあれは職員の駐車場じゃありません。公園へ来る方々の駐車場として作ったんです。しかしながら、未だに、まあ草は刈ってるものの、公園を、隣接で、どうぞ、名前も、ネーミングも決まってるようですよ。局長が付けてね、ふれあい広場とかねそんな名前でもね、やってたようでございます。この辺のところも、もうのど元過ぎると忘れてるわけでございます。やはり行政というのは、忘れることはあってはならない。できないのはいいんです。反古にする、そういったことは私は決して許されるものではないんじゃないかと、いうふうに思っておりますので、その辺の見解をお伺いいたします。

そして、2点目っていうか次の項目に入りますが、今このプラントにおいて、非常にこの地域の方々が不正をしている。いう石岡の議員から、石岡全部にチラシが撒かれました。新聞屋さん、新聞配達人がね、石岡の全部じゃないですけど新聞取ってるところに撒きました。そしてその内容、今泉市長、管理者に聞きましたら私は見ていない、きっと今泉市長、管理者忙しいから見れないんです。しかしながらこの地域にしてみたらたまったものではない。いいですか、このね、草刈りのお金、今話が出ておりますいろいろ、それが社会通念上の価格を超えたものである。高い金で仕事をやってんだ、ということで私は草刈りのお金はいくらかっ

ていうことはわかりません。業者ではありませんのでね。でも聞いたところによると、高いもんじゃないんじゃないかと、いうふうに判断しました。だからこの社会通念上の価格、この地域でも、行政ちゅうか組合と一緒にね、協議、協議、協議をなされて出た結果の価格だと思うんですが、これは私も議事録見ました。そういったことをね、管理者の今泉さん、ここにいる5人の議員さんがね、これ出したんですよ、石岡全部に。このここに後ろに来てますけどここで一生懸命草刈りやってる方々、この方々の誹謗中傷を出したんです。わかりませんよ誹謗中傷だけ。現実かもしれませんしね。そして、そのお金が高い、この問題が議会で大きく取り上げられた、議会で問題になる。私は急いで議事録を見ましたがそんなものはありません。そして、そのお金、お金の使い道がおかしい、不透明だと、34円で草刈りやって、手間をもらって、行政のほうで、組合のほうで決めた金ですよ。それでその使い道がどうのこうのなんて言える権利があるんですか。補助金でも助成金でもないんですよこれ、労働の対価ですよ。一生懸命仕事やって農家の人たちが、それが不透明だとか、先日マスコミも来ました私のところへ、高野さん、不透明なんです。どこが不透明ですか。私支局まで行ってきました。でもね透明とかなんかってないんですよ。農家の方々が一生懸命ただ地下足袋履いて草刈って、そのお金をもらってね、こういうことで隣接の人をいじめて、それがわかった時はね管理者さん、今泉さんあなたがきちんと仲介に入って、悪いんだったら悪いですよと、言ってあげたらいいんじゃないですか、どちらでも。それを知らないでほっておくということはね、知らないなら知らないでいいんですが、これは大変な唯識問題ですよ。こうして45年間、ここの地域で皆さん来ました。今までもらったものなんてありません。しかしながら10年前に横田市長が、ここのプラントとのコミュニケーションづくりだと言って、これ、心配してくれた、ことじゃないですか。シルバーでやってんだけど地元でやれよ。そして職員ともコミュニケーションをとってくれと、そして職員の方々が監督のもとに、みんなやってるんです。しかしながらここで、議長もそうです、監査もそうです。この方々がおかしいと言って、石岡全部に会報を撒いたんですよ、公告を。そしたら一番先にね、市長が、まずい、おかしいよと。どっちでもいいんですよ。それをきちっと言わなくちゃいけないんじゃないですか。今後ろにいる方々も、もう草刈りなんかやりたくない、わずかなお金です。それでこんなに石岡いっぱいビラを撒かれ、まあこれは告発する予定ですけど、こういったことをされたら地域の住民はどうですか。これが迷惑施設の対策ですか。私はその辺のところをね、きちっと本当に考えてもらいたい。この施設明日持って行くことできないでしょ。移転するつつつてもね、直ぐできないんですよ。そしたらまだまだこの地域の人たちは、このまま、この施設と一緒に生活していくんです。そういったことをきちんと、私は認識しないと、迷惑施設なんかどこへも持ってくるとこないですよ。皆さんの地元、議長でも監査役でもいいでしょう、自分のところに、あればできますから、そこへ持って行かれたら私はいんじゃないかなと、



今この述べましたこと、本当にこの3点、今日傍聴者いますけど、この人たちがこの被害にあってますので、その3点はね、執行部でわかるでしょ、これ、高いか安いとか、そんな議会でこんなことがあったとか、それも教えてください。

あと、覚書についてでございます。これは覚書というのはね、ここ管理者さんいます。本当に大事なことじゃないですか。みなさんと、地域の皆さん、こういうことをやって行きましようよと。きちっと覚書を作ってくれて、それで、金額も入れてくれた。だけどあんたたちはこれだけはやんなさいよと、っていうことは入ってるわけです、約定に。そんできちっとやっているんですけども、皆さんは守ってるんです、その委託されている農家の人たちや皆さんは。行政がどうなんですか。組合がどうなんですか。コミュニケーションはないんですか。ここの職員だけで。そういったことをきちっとね、やられて初めて、対策となるんじゃないんですか。私はねここ10年、横田市長に頼まれてから一生懸命コミュニケーションづくり、ここへも来ます、職員の人と喧嘩するときもある。だけど一生懸命やってきた。ここ10年、局長、問題あったことありますか、ないでしょ。臭いがでたっちゅえば私が来る、なにをする。ずっとやってきました。それが、管理者、今泉さん、対策なんです。誰かが犠牲になって誰かがやらねばならない。今この地域には、今述べた3点ばかりではありません。たくさんのはがまかれています。私も一番ショックだったのは、馬鹿はいいんですけど貧乏人と書かれたのがね、残念でね、3日ぐらい眠れませんでしたね。でもよく考えてみたら貧乏人でした。ですからそれであきらめましたけど、そういう誹謗中傷のはがまをね、この中にいる人が配って歩いてんです。いやこれは本当にいただけない話ですよ。私はね、管理者の、今泉さんをお願いしますが、あなたがしっかりしないと、周囲の方が困るんです。あなたが窓口なんです。局長じゃないんです。行くと私は知らない、議会のことは知らない、それじゃないんです、議会も何にも全部あんたが管理者ですから知らなくちゃいけないんです。その辺のところね、今後について、まあ覚書等々の問題もありますけど、こういったことを本当に、今泉市長は遵守する気があるのか、これ副管理者さんも同じですけども、やはり覚書、契約、そういったものは、総意でね、やはり遵守していかななくちゃいけない。一方的なものじゃないんですね。ですからその辺のところをどうなのか、今泉市長の見解で結構でございますのでお伺いいたします。

あのね、今わきでね、小座野さんがもうそこらでいいだろうと言ってるんですけど、私は結局迷惑施設の在り方、そういったことを本当に考えていただきたい。今回もですね、何が問題なのかはわかりませんが、予算から、今まで我々が10年間見てきました、ああ今年も載った今年も載ったつてね、地域の人たちは別に、160万です。3町内で分けると、経費を引くと40万かその辺のお金ですね。そんなお金ですけども、皆さんで、この町内づくりとか、そういったことをやってきたわけですけども、それも今年は消えました。管理者さん一番わかる

でしょうけども、予算書の中で費目から消えるということは、事業をやらないということ。私も議員25年やってます。ですからそのぐらいわかります。もう費目から消えた。もうこれで終わったんです。しかしながら、費目から消す場合、もうこの事業をやめるという時に、やはりこの迷惑施設をしょって、そして、その方たちに気持ちでくれてた、お金は安いですよ。だけど気持ちでくれてた、こういったものを、何の配慮もなく切り捨てる、これは言語道断です。もう地域とは一緒にやらないよと、いうことは管理者が宣言したと同じなんです。今日地域の方々も、もう終わったねと、じゃあ出て行ってもらうほかあんめえ。そういう話です、約束不履行で。覚書は契約書と一緒にしょ。笹目さんにお伺いしますが、教えてください、覚書と契約書ね、それと負担金、予備費は負担金に戻せるのかってことです。予備費は、歳入、ここも歳入あるでしょうけど歳入から充当するものであって、本来目的のないものです。そうですね、非常事態、そういったときに使うものでありますから、この負担金に委託料を使うことはできないんです。私も一生懸命調べてもらいました。高野さんそれは戻せないですよ。まあ今泉市長さんのやり方だと戻せるでしょうけど、だから目的のあるものと目的のないもの、その差があるわけなんですね。ですから費目から外れた、これはもう、地域との関係は終わったよと。ですから外すにしても、きちんとね、迷惑施設、45年です。それを、この施設の人とともに守ってきたわけですから、私はそのぐらいの話は合っているのかと。今までの歴代の市長、必ずです、電話をくれます。こうだ、ああだと。木村さんにはこの〇〇もうだめだ、毎日歩かされて買わされました。斎場の土地も私が歩かされました。お前の知り合いが持ってんだから行けと。みんなそうした影の努力をしてるわけです。しかしながら私は、残念に思うことは、管理者さん全部とは言いませんけども、いま、このこういった迷惑施設に対しての、地域の方々には非情であります。そしてまた、ここにおられる方全部とは言いませんけど、組合の議員も非情である。私はやはり、私は構わないです。けどもこの地域の方々に、やはり無礼を重ねるのであれば、私はきちんとね、約束通り、架装、車を全部架装にするとか、全部約束ですから、そういったことをやってから大きな口を叩いてもいいんじゃないかと。地域の方には全部犠牲になれと、おめえらは犠牲でいいんだと、そういったことはありえないんです、今のこの社会に。この人たちは純朴です。ですから160万もらってほんとにみんなね、3町内で分けるから、区長さんがみんなもらっていくから、それは何に使ってるかわかんないです。ただだけどみなさんね、色々に使っててね、それが街づくり、町内づくりになってると思いますけど、それも誹謗中傷され、今もっとひどいのは、そのお金を私が使ったろうと、私はどんなに人間卑しくても、人のものは取らない。そういった人たちが、この中にいるんだよ。だから今日はね、きちっとした話をしたかった。今泉さん、管理者さん、もっとしっかりしてくださいよ。あなたは感情で走ってはいけない。感情を殺して、そしてね、きちっと対応してくれないといけないと思います。私はね、今泉管理者、

小美玉の市長さんところにも行きました、かすみがうらの市長さんところへ行きました。ちゃんとみんな対応してくれましたよ。だから私も逆に、小さい声で話して帰ってきたんですけど、市長さんね、やはりこの7万、そういった人のトップですから、やはり、もっときちっと人の心、そういったことをね、考えて、こういった施設に対しての対応、私はしていただきたいと、さように思います。答弁ができなければ結構ですけども、こういった施設に対してのね、今後のね、市長の在り方、今の市長には、この地域を大事にして大切にしようなんていう気持ちはありません。それは私も、後ろにいる皆さんも見ております。ですから今日はここで訴えてるのは、副管理者さんにきちっと私たちの地域の、私は議員でもありますんで、訴えなければいけない。ということで、この場に立ってるわけでありまして。

それとですね、まあこのね、まだ8分あるでしょ。この迷惑施設ちゅうのはね、ただ臭いが臭いだけじゃないんですね、やっぱり、この財産として考えた場合には、ここへもう家も建たないです周りにね。土地の価格も上がらないです。そういったね、マイナス部分もあるわけですよ。それはここだけじゃないから仕方ないですけど、やはりそういったことを踏まえてね、きちっとやってもらいたい。それで、議長監査、そういった方に、地元を誹謗されたくない。誹謗するんであれば自分の地元へ持って行ってからやりなさい。はっきりと申し上げます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（岡野孝男君） 事務局長・笹目君。

○事務局長（笹目崇君） 私からまず臭いについてでございますが、昨年、議員さんからの一般質問の中でご指摘を受けまして、これまでより測定ポイントを増やすなどして、毎月測定を行うことに改めました。それから、道路につきましては、議員さん指摘の通り、移転当時の時に待避所を作ったままの状況でございます。公園につきましては、対策委員会の方々によりまして、年に2回草刈りをしていただいて、環境をどうか保っている状況でございます。次に、チラシの件でございますが、草刈り委託の単価ということでございますが、この当時、何件かの契約事例などをもとにして、金額等が決められたものと思っております。それで、現在16,000㎡ちょっとありますので、単価に直しますと、34円ということで、これが高いか安いかっていうのはちょっと私のほうでちょっと判断しかねますが、類似というか、石岡市の都市公園などで委託している単価が、27年契約ベースですと、61円だという話はお伺いしております。それから、作業を行っていることにつきましては、労働の対価であるというようなことで、私どもは認識しております。ですのでその先の使い道については、これは一般の業務と同じで、先のことは私どもは求めておりません。続きまして、覚書についてでございますが、施設の建設に当たりまして、地域住民の皆さん、対策委員会との合意のために、覚書が結ばれたものと理解しております。当時の管理者及び関係者により、し尿処理施設の必要

性と地元の理解が不可欠であるとの判断によりまして、事業を予算化し、今日に至っているものと理解しております。予備費につきましては、一般的になりますが、予算編成当時に予測できない経費等がある場合を考えまして、予備費を設定するという事で、事務局ではそういうふう認識しております。以上でございます。

○議長（岡野孝男君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 高野議員の質問にお答え申し上げます。

まず初めに、管理者といたしまして、当施設に係る3地区住民の方々の長年に亘るご理解とご協力に対し、心から感謝申し上げたいと思います。

今、高野議員の質問に、5点ほどございましたけれども、笹目事務局長のほうからお答え申し上げた通りでございます。今後、地元の方々のご意見ご要望等に十分に耳を傾けながら、対応してまいりたいと、いうふうに考えております。以上でございます。

○議長（岡野孝男君） 高野君。

○議員（高野要君） 今1点ですね、局長からいただきました。しかしながらね、これはね、こういえばこうなるとかどうとかね、前向きな話じゃないんですね。やはりこれはじゃあやらずにちゃいけないとか、早急に検討しますとか、そういう話なんですよ。今状況を聞いたわけじゃないんですね。別にいいんですよ。ただ答弁してきたからいいんですが、やはり今後の課題として残していかなきゃいけない、私はそのように思うんですけど。今ここでできるかっていってもそんなことわかりませんのでね、私はやってほしいと思いますのでそのようにお願いいたします。

そしてもう1点今ね、予備費として取ったと、130万だった、そうですね160万追加になりましたから。そうすればこれはですね、あくまで予備費ですね。そうすると、この予備費は、笹目局長は、予備費を草刈り代に充てると、先日お話ししておりましたが、これ予備費は、目的外は、なければいいです。だまってるや、だけど人に話してそれが目的があらわになった時、この予備費は使えませんよ。負担金は使えますけど、予備費は、性格分かりますよね。そうなるとこの予備費は、草刈りは使えません。それでもう一度聞きなおしますけど、傍聴者の方いるんでね、そうすると、この草刈りの事業は、先ほど言ったように予備費ということなのでね、打ち切ったと、いうことでよろしいんですね。その件も1点お願いします。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議員（高野要君） ちょっと待ってよ、1点だけ。石岡市議会議員で、湖北環境衛生組合議員である3氏が、昨年東大橋地区の代表である、この前も質問いたしました、訪問し、柏山浄化プラント対策委員会に対する場外清掃業務委託料について質問をして来たようであります。いかなる権限によりこのような行為ができるのか、私はずっと心配で、色々のぞいてまいりました。法的根拠ですね、私はこれ法的根拠はないと判断しとるんですが、市長は最初にこ

の内容を伺い、問題がないのもういいと、まったく人ばかりにした話であります。自分たちで勝手に人の家に土足で上がりこんで、問題がないから勘弁してやる、これはどっちの言い草だ、いうわけであります。それで本件について司法関係者に尋ねたところ、地方自治法の100条委員会による証人、参考人として召致する以外、そのような行為はできない、その見解であります。よってこのような行為は、職務権限の不当行使に当たります。本件の事案について、管理者の見解を求めます。以上で2回目を終わります。

○議長（岡野孝男君） 事務局長・笹目君。

○事務局長（笹目崇君） 予備費についてでございますが、私の認識不足とかいろいろありまして、本当に申し訳なく思います。予備費につきましては、特定の、用途の特定をしないものということで、ありますので、160万円の減額につきましては、何らかの形で、今後事業が行われてくるものと、私の憶測で回答してしまったということで、ここで訂正してお詫び申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

○議員（高野要君） いや、事業がだから打ち切られたのかってことだよ。

○事務局長（笹目崇君） 現予算の段階におきましては、まだその、なんていうんですか、まだ事業の方向性がはっきりしていないので、今回は予算上委託費からは減額したという認識でおります。

○議員（高野要君） 答弁になんないですよ。委託費から抜いたということは、一般的に費目が無くなったということは、事業が無くなったちゅうことなんですよ。事業が無くなったんですよ、だから今日ここ後ろにいる方に、まあいいですよ、笹目さん私はわかっているので、笹目さん結構ですからお座りください。

○議長（岡野孝男君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） まず、議員の調査権についてでありますけれども、これについては、前回は申しあげましたけれども、議員に対しての調査権は認められていないというのは、地方自治法に定められておりますので、そのようなことはありえないという認識です。それから、今回の予算の計上でありますけれども、これは前回の当組合議会の議論を踏まえまして、そういったものを、指摘も踏まえ、このほど私ども事務的な観点から改めて自らの対応について精査いたしました。改善すべき箇所は改善しなければならないという点検であります。当組合の支出については、土浦市及びかすみがうら市、石岡市、小美玉市の負担金による公金でありまして、その取扱いのプロセスは、万人から見て透明性が高いものでなければなりません。

○議員（高野要君） 市長、市長、そういう答弁はないぞこれ、今まで仕事してやってきてくれた人の前で、万民が透明性とかそういったことは許される言葉ではないよ。

○管理者（今泉文彦君） これは一般論であります。

○議員（高野要君） 一般論じゃないよ。

○管理者（今泉文彦君） 今回の予算編成に当たりましては、議会等からの問題提起を踏まえ、地元との覚え書について基本から確認をいたしました。その結果、その組織を定義する規則を、わが方で確認することなく、再度業務委託ということで結んだということ、更には草刈りの業務を設計、私どもが設計なしに発注していたということ、これは全て私どもに起因することでありまして、そして深い理解のもと長年協力をいただいている地元に対し、地域振興を支援する制度による助成金が計上されていないということ、以上の3点が当組合の事務執行上の問題として浮き彫りになったわけであります。

いわば4市の公金を支出する行為ですから、4市の市民にとって透明性の高い会計処理が基本でありまして、説明責任、これを十分果たせる内容であることが求められるわけでありませぬ。

支払先の組織が明確に示せない、これは私どもの責任でありますけれども、草刈りの委託料の根拠が説明できない、地元支援の助成金が見当たらない。このような状況では、支出の説明が不十分となってしまう、長年お骨折りをいただいている地元の皆様に大変申し訳なく思っているところで、そういうことになってしまいます。

柏山浄化プラント対策委員会は、その設立の経緯を辿れば名前のおり当組合の施設に対して、出し山と東大橋、行里川の地元3地区がその目的を理解し、相互に協力しあって地域の環境保全等に寄与していく委員会でありました。

当初3地区がそれぞれ、地域の総意として合意形成を行っていましたが、10年という歳月の中で、設立時とは構成内容が異なってきたものと聞いております。

人口減少が進む中、それぞれの地区の人口と戸数も減少したことが予想され、10年前の状況とは同じではありません。

今回の予算案計上にあたっては、それらの事務的な不備を勘案し、より透明性の高い予算内容とするため、いったん昨年と同額の委託料160万円を予備費に回し、組織規約の確認と草刈り業務の設計、地域振興助成金の算定を行いまして、支出項目を分かりやすくしようと考えております。

その上で、改めて地元の皆様にお示ししたい、そのように考えております。これらは、10年前の協議経過を踏まえての事務的な改善でありまして、公金支出の説明責任を果たすための業務の見直し、これを目的としております。

公金の取り扱いにおいて、いささかの疑義があれば、委託元も委託先も共に要らぬ誤解を受ける可能性があります。今回の事務改善についてはその点をご海容を賜りたいと思います。

〔「その通り」と呼ぶ者あり〕

○管理者（今泉文彦君） 以上、簡単ですが予算案における昨年と異なる部分についてのご

説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（岡野孝男君） 本日の会議時間ですが、会議規則では10時から5時までとなっておりますが、議事日程の都合によりまして、あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） それでは次に、一般質問。

〔「暫時休憩，議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） 暫時休憩，10分休憩いたします。暫時休憩をいたします，10分程度いたします。

午後4時47分休憩

---

午後4時55分再開

○議長（岡野孝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問，次に4番・大槻君。

○議員（大槻勝男君） 4番，大槻勝男です。では一般質問に入らせていただきます。

湖北環境衛生組合は、構成市内から出されるし尿を、衛生的かつ合理的に処理するため設置されていますが、迷惑施設という側面も一部にはありますので、プラント周辺に住む地域の方々の理解と協力をいただく必要があります。地域の方々の、組合が地域に対する配慮としてどのような対応がされているのか、認識していただくことが非常に大事なことだと思います。双方が施設の役割と重要性を認識し、地域の方々への配慮も、公平で公正、透明性を確保した対応が必要であろうと思うわけであります。ここで議長にお願いがあります。今回の一般質問に当たり、組合と柏山プラント対策委員会で結んだ覚書があります。この覚書について質問をいたしますので、議員の皆様が共通理解できるよう、覚書の配付を求めたいと思います。よろしくお取り扱いをお願いいたします。

○議長（岡野孝男君） 今，大槻議員からありました覚書の配付について，配付してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） なければ配付をいたします。暫時休憩いたします。

午後4時58分休憩

---

午後5時00分再開

○議長（岡野孝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番・大槻君。

○議員（大槻勝男君） それでは1回目、質問をさせていただきます。

まず1点目、プラント建設に対して、地元に対して、迷惑料的な意味で、一時金を支出しているというが、いつ、誰に、幾ら支払っており、目的は何か、協定書的な約定は残されているのか、お伺いをします。

2点目、地元に対して支出した一時金の使い道について、その用途、目的が達成されているのか。組合は確認をしているのか伺う。なぜこのようなことを質問するのかと言いますと、公金の支出先における、公金の使用方法は、当然確認すべきであること。そして、地元対策であれば、地元の方々が、等しく一時金の目的を理解し、施設に対する理解と、協力を促す効果ははっきりされているのか、確認する必要があると思うからであります。

3点目、平成23年4月1日、組合管理者と柏山浄化プラント対策委員会という地元の方々が構成をする団体との間で、覚書を締結していることがわかりました。この覚書の内容について、議会に説明されたことはあるのか。会議録等の記録に残っているのか伺う。ちなみに、平成23年度、予算を審議した会議録に、この説明がないことは確認しております。

4点目、柏山浄化プラント対策委員会と結んだ覚書は、地元の迷惑料的な補償費を含んでいるのか伺う。

5点目、地方自治法や民法に照らし合わせた場合、この覚書を契約書ではなく、単なるメモ、確認事項とする解釈はあるようだが、組合としては、契約書とみているのか、単なるメモ、確認事項とみているのか判断を伺う。そして、その法的な根拠を伺う。

6点目、組合の予算執行に当たり、構成自治体の財産規則を準用しているかと思うが、どのような規定、規約に基づき、事務を行っているのか伺う。

7点目、地方自治体は、負担金や補助金を各種団体等に支出するケースは多々あるが、そうした場合、その公金がどのように活用されたのか、補助団体の決算書や活動報告書の提出を求め、公金が公平、公正に活用されているのか、財政部門が確認をしている。組合は、柏山浄化プラント対策委員会に対して、毎年度決算書や事業報告書の提出を求め、内容を確認しているのか伺う。

8点目、業務委託に対して、組合職員が複数この作業に参加しているとの話を聞いている。これが事実ならば、職員が委託団体と一緒に作業する行為は、誰の指示で何人参加しているのか、作業内容はどのようになっているのかお伺いをしまして、1回目終わります。

○議長（岡野孝男君） 暫時休憩いたします。10分程度いたします。

午後5時07分休憩

---

午後5時17分再開

○議長（岡野孝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



事務局長・笹目君。

○事務局長（笹目崇君） 私のほうから大槻議員の質問についてお答えします。

一時金についてでございますが、当石岡クリーンセンター建設事業に当たりまして、隣接地区への配慮といたしまして、3地区で組織いたしております柏山浄化プラント対策委員会へ、環境整備費ということで、汚泥再生処理センター整備事業に伴う助成に関する覚書に基づきまして、助成金の交付をしているところでございます。

続きまして2点目、一時金の目的ということで、施設の建設における、隣接地区への助成金によりまして、この一時金を出した目的の達成の有無につきましては、施設の建設が順調にできたものと思っております。

続きまして3点目の覚書でございますが、柏山浄化対策委員会との覚書につきましては、当初平成18年に締結しております。平成23年度の覚書につきましては、23年の組合議会の予算で議決をいただき、予算措置ができましたので、覚書を23年に変更しております。会議録等については、質問等がございませんでしたので、会議録等には記録はないと確認しております。

4点目、覚書の中に補償費が含まれているのかということにつきましては、当クリーンセンターの自然広場、以前にあった施設の跡地が自然広場という名前になっておりますが、維持管理に関することについてで、作業の対価ということで管理委託費として支払っているものでございます。

続きまして5点目、覚書はメモと契約どちらかということですが、民法上の契約では、売買や請負などは、口頭でも契約が有効ということになっております。書面に残すのは後々のトラブルを防止するためと認識しております。どんな内容で行ったかということを証拠として残すために作成する書面でございますので、契約書も覚書も違いのないものと理解しております。

6点目、事務処理の根拠といたしましては、湖北環境衛生組合財務規則第2条の規定により、石岡市財務規則の例によるものとして、なっております。

7点目、柏山浄化プラント対策委員会から決算書や事業報告書の提出ということでございますが、委託料につきまして、事業報告書は提出されておりますが、委託先の決算まで求めるものではないと考えておりますので、決算書の提出は求めておりません。補助金など目的が決まっている場合には求めることができるようになっております。

8点目、草刈りに職員が参加しているのかということでございますが、対策委員会に委託しておりますので、対策委員会が作業をするのがどうしても日曜日等になりますので、作業の進捗とか、作業箇所の確認、それから安全確保といったところで立会いをしております。また、この施設のセキュリティーが機械警備となっておりますので、私ども職員が解除しなければ

ならないということで、立会などを行っているのが現状でございます。

以上で終わります。

○議長（岡野孝男君） 4番・大槻君。

○議員（大槻勝男君） それでは2回目の質問をさせていただきます。

1点目2点目、先ほど申し上げたように、地域の方々の理解と協力は大事です。迷惑施設としてどのような迷惑をかけているのか、その解決に向けて臭いを少なくする整備、し尿収集車が、地域の中をなるべく走行しない道路整備や、ルートの確認など、その対応は少しずつかもしれませんが、進んでいるのではないのでしょうか。一時金がどのような理由により支出されたのか、広報活動をしっかり行っていただきたいと思います。

3点目、覚書の内容が、これまで明らかにされず、特定の人だけで内容が変更されることは、公金の取り扱い上、更には地域の皆様への配慮という点からも、不適切ではないかと思いません。地域の対応を厚くするのであれば、議会に説明を行い、地域の方々も広くその内容を理解していただくことが大事だと思います。議会軽視に対する今後の対応と、地元への説明をどのように行うのかお伺いをいたします。

4点目、補償費は含まれていないとしています。私が計算した単価では、シルバー人材センターが請け負っている単価を、大幅に超えています。どのような積算をしていたのかお伺いをいたします。

〔「手でやんねえで計算機でやれよ」と呼ぶ者あり〕

○議員（大槻勝男君） 5点目、契約書との見解であるならば、10年間の長期契約、長期の債務負担に当たり、地方自治法第214条、歳出予算の金額、継続費の総額、または繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない、に違反をするのではないか見解を伺います。

6点目、石岡市の財務規則を準用とのことですが、そうであるならば、一定金額以上の契約を行う場合、2業者以上から見積書提出、入札、契約締結、竣工検査等が行われているはずであるが、財務規則に定められた手続きとして、どのような手続きが規定されており、どのように履行しているのか、会計管理者にお伺いをいたします。

7点目、補償費的な内容が含まれていない、純粋な業務委託であれば、決算書や事業報告書の提出を求める必要はないが、補償費的な内容が含まれているのであれば、補償費等に当たり、支出目的が達成されているのか確認する必要がありますので、決算書等の資料の提出を求めるべきであるが、見解をお伺いいたします。

8点目、委託の意味をよく精査して、公務員としてあるべき対応をお願いをいたしまして、終わります。

○議長（岡野孝男君） 事務局長・笹目君。

○事務局長（笹目崇君） 2回目の質問についてお答えいたします。

覚書に基づいて環境整備事業費ということで、その建設当時にお支払いをしているということが、これまでの覚書によりまして、地域の皆さんへお支払しているということでございます。また、対策委員会への支払いについて、特定の用途というようなご質問でございしますが、組合といたしましては、3つの地区の方の集合体で対策委員会ということで、私ども組合と契約しておりますので、その対策委員会から地区へのことにつきましては私どもではちょっと関知できないことと感じております。議会への説明ということでございますが、これまで湖北環境衛生組合ということで、問題等がなかったというような認識におきまして、これまでそういう説明等が求められていなかったこともありまして、今まで説明していなかったということが現状でございます。

続きまして補償費につきまして、シルバー人材センターの委託料っていうか作業料ということなんですが、私どもで作業の積算してなかったと言う部分もございまして、その補償費ということではなく、覚書に基づいて作業していただいたことをもとに、結果的に金額を面積で割りかえして34円ということで、高い安いという部分につきましては私どもでは。

〔「大丈夫だ20円でできから、除草剤か」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（笹目崇君） 考えておりませんでした。それで、シルバー人材センターの場合には、傾斜がきついところについては作業ができないということなので、見積もりなども徴収していないということが現状でございます。

〔「やらせる今度シルバーに」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（笹目崇君） 契約と覚え書ということで、委託の変更なんですけど、今まで覚え書ということであったんですが、昨年委託ということで変更しまして、年度年度の予算で議会のご了承、議決をいただいて、年度ごとに委託料として作業のほうを行ってまいりますので、その債務負担行為とかいう部分には当たらないんじゃないかというふうに考えております。また、石岡市の財務規則におきまして、1社随意契約の場合なんですけど、競争性のある随意契約の場合には2社以上のものから見積もりを取らなくちゃならないんですけど、競争性のない契約ということで、私どもはこの覚書に基づきまして、こちらの性格であるということで1社との随意契約をしていることによりまして、相見積などは取っていないというのが現状でございます。それから7番目、補償費的なものではないということで、あくまでも委託という作業でございますので、一般的に委託と言いますと、会社なんかの場合には、委託の作業工賃プラス自分たちの利益というものがその中に含まれてくると思うんですけど、その先の残金とかそういうものについては、対策委員会じゃないとちょっとわからない状況でございます。それから職員につきましては、先ほども申しましたように、作業の進捗とか作業箇所の確認、

それから施設の出入りの施錠解除とか鍵を閉めるとか、それから倉庫などがございまして、そこに簡単な道具がありますので、そういうものの鍵の開け閉めなどに職員が立ち会わなければならない、で1名じゃなくて複数で立ち会っているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（岡野孝男君） 会計管理者・下河邊君。

○会計管理者（下河邊卓美君） 財務規則に基づいた検査体制でございますけども、こちらにつきましては、ご指摘の通り158条において予算執行者は業務委託検収調書を作ることになってございます。今回の検収調書について、支出検査時における検査をしてございます。その中で、調書の漏れ等も確認できる場合もございます。その場合には提出していただきました写真、施工前、施工中、施工後というのが提出されてございますので、それと支出命令書を作成した職員の話聞きまして、債務が確定していることを確認したうえで適切な処理を進めているところでございます。ご指摘のあった点を含めまして自治法、その他の法律に基づきましてきちんとした執行、事務を進めてまいりたいと思っております。

○議長（岡野孝男君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 地域の皆様におかれましては、45年間大変な環境の影響のある中、様々な条件の中で。

〔「出ていくのか」と呼ぶ者あり〕

○管理者（今泉文彦君） この環境を保ちながら、ご理解をいただきご尽力をいただいたことに心から感謝申し上げたいと思います。そういった中で、これまでの経過、10年以上も前のことを今質問があったわけでありまして、当時といたしましては、広報についても協議を重ねた上でそれなりにやってきた、そういう状況であったと思います。そういうことでご了解をいただきたいと思っておりますけれども、それよりも何よりも今後、先ほど高野議員のご質問に対しまして、私がお答え申し上げましたけれども、当組合の執行部としてのこれまで至らなかった部分、その改善を重ねたいというのが一番の基本であります。透明性の高いやり方を進めるという中で執行上の上で、地域振興これに力を入れて、改めて地元の方々と、ご意見を伺いながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、今後とも地域の皆様とともに歩む環境センターということで、何卒ご理解とご協力の程引き続きお願い申し上げたいと思っております。そういったことで、大槻議員さんのご質問ですけれども、今後の将来に向けてさらなる飛躍を生むような形で努力していきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○議長（岡野孝男君） 以上で通告による質問は終了いたしましたので、これをもって一般質問を終結いたします。

次に、各議案に対する質疑を行います。質疑は通告の順に行うわけですが、2人の通告の議

員が、いずれも取り下げましたので、質疑は終了いたしました。これをもって各議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論につきましても、討論通告議員が取り下げをいたしましたので、以上で討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

初めに、議案第1号・平成28年度湖北環境衛生組合一般会計予算を採決いたします。本案は起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長（岡野孝男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第2号・専決処分に対し承認を求めることについて（湖北環境衛生組合公告式条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、議案第3号・平成27年度湖北環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第6 平成28年度湖北環境衛生組合議会管外行政調査

○議長（岡野孝男君） 次に、日程第6、平成28年度湖北環境衛生組合管外行政調査を議題といたします。

お諮りいたします。本件を実施することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） ご異議なしと認め、本件は実施することに決しました。

さらにお諮りいたします。実施の時期、場所等につきましては、議長において決定させていただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

日時、場所等が決定次第通知いたしますので、ご出席くださいますようお願いを申し上げます。

---

○議長（岡野孝男君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は、議了いたしましたの

で、これもちまして、平成28年第1回湖北環境衛生組合議会定例会を閉会いたします。  
大変、ご苦労様でございました。

午後 5 時 41 分閉会

---

---

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長            岡 野 孝 男

署名議員        新 田   茜

署名議員        大和田 寛 樹